

## 前橋市国民健康保険条例の改正について（議案第62号）

国民健康保険課

### 1 改正の理由

国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給するため、所要の改正を行う。

### 2 主な内容

- (1) 給与等の支払を受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染するなどして、その療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- (2) 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額の3分の2に相当する金額とする。
- (3) 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6か月を超えないものとする。

### 3 施行期日等

公布の日（傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から市規則で定める日までの間に属する場合に適用する。）